

軽自動車税について

① 四輪以上の重課税

平成28年度より、最初の新規検査から13年経過した四輪以上の軽自動車について、重課税が導入されています。

平成30年度課税の重課対象は平成17年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成17年3月」以前)となります。

※重課税率とは、グリーン化(環境への負担軽減)を進める観点から最初の新規検査年月から13年を経過した車両について、その翌年度から適用されます。

車種区分			重課税率(年税額)
軽四輪	乗 用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円



② グリーン化特例(軽課)の延長

平成29年度に実施されたグリーン化特例(軽課)が2年延長されることとなりました。排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車(四輪以上)は、平成30・31年度の軽自動車税が軽減されます。軽減の対象となる年度と税率は以下の表のとおりです。

初度検査年月(自動車検査証に記載)	軽減年度
平成29年4月～平成30年3月	平成30年度
平成30年4月～平成31年3月	平成31年度

車種区分			税率(年税額)		
			(ア)	(イ)	(ウ)
四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
(ア) 概ね75%軽減	電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) または平成30年排ガス規制適合車				
(イ) 概ね50%軽減	+	平成17年排出ガス基準75% 低減達成車(★★★★)、または			
(イ) 概ね50%軽減		平成30年排出ガス基準50% 低減達成車			
			+	乗 用:平成32年度燃費基準+30%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+35%達成車	
			+	乗 用:平成32年度燃費基準+30%達成車 貨物用:平成27年度燃費基準+35%達成車	

○お問い合わせ 本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816